



2026年5月13日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大友 浩嗣  
(コード：1925 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 常務執行役員 山田 裕次  
電 話 番 号 (06)6225-7804

### 株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する現行の株式報酬制度を改定し、本制度改定に関する議案（以下「本議案」という。）を、2026年6月26日開催予定の第87期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の内容及び当該報酬制度を導入する目的

現在の対象取締役の報酬は、金銭報酬としての「固定報酬」と「年次賞与」並びに株式報酬としての「事後交付型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」により構成されております。

今般、当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を踏まえ、株主の皆様との一層の価値共有、当社の企業価値の持続的な向上、並びに大和ハウスグループの“将来の夢”（パーパス）である「生きる喜びを、未来の景色に。」の実現に向けた社会価値の創出を動機付けることを目的として、役員報酬制度を改定することといたしました。

本改定の一環として、現行の株式報酬制度を見直し、対象取締役に対し、パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「PSU制度」という。）及びリストラクテッド・ストック・ユニット制度（以下「RSU制度」という。）また、PSU制度及びRSU制度を総称して、「本株式報酬制度」という。）の2つの類型により構成される新たな株式報酬制度を導入することといたしました。

#### 2. 本株式報酬制度の概要

##### I. PSU制度について

##### 1. 制度の概要

PSU制度は、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。）を通じた当社の企業価値の持続的な向上と社会価値の創出を図るインセンティブを付与するため、当社普通株式（以下「当社株式」という。）の交付及びその交付に伴い生じる納税費用に充当することを目的とした金銭（以下「納税目的金銭」という。）の支給を行う事後交付型の業績連動型株式報酬制度です。

当社株式の交付は、原則として業績評価期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

PSU制度の対象となる初回の付与対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2027年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの1年間、また、初回の業績評価期間は2027年3月期から2029年3月期までの3事業年度です。翌年以降も、本議案で承認を受けた範囲内で、定時株主総会の日を基準とした1年間を付与対象期間とし、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間を業績評価期間とするPSU制度の実施を予定しています。

## 2. 交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

PSU制度では、報酬諮問委員会の協議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役の役位等に応じて在任年度ごとに付与されるユニット（以下「基準株式ユニット（PSU）」という。）の数（1ユニット＝当社株式1株）に、業績評価期間中の配当込みTOPIX（東証株価指数）成長率をベンチマークとした当社のTSR（株主総利回り）評価等に応じた支給率（0%から150%の範囲で変動）を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額を決定します。

なお、各対象取締役に割り当てる当社株式の基準株式ユニット（PSU）数に、業績評価期間終了後に決定した支給率を乗じたユニット（以下「確定株式ユニット」という。）数のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、残りは納税目的金銭として支給します。

当該金銭報酬債権と当該金銭の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後におけるPSU制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所（プライム市場）における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下「交付時株価（PSU）」という。）を乗じた金額とします。

確定株式ユニット数の合計は年840,000株以内（※1）、対象取締役に交付する当社株式の数（以下「交付上限株式数（PSU）」という。）の合計は年420,000株以内（※1）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限はそれぞれ確定株式ユニット数の合計の上限である年420,000株に交付時株価（PSU）を乗じた額とします。

なお、この交付上限株式数（PSU）の合計が発行済株式総数に占める割合は実質的には1事業年度当たり0.0637%未満と希薄化率は軽微であります。

交付する株式の数及び納税目的金銭の計算式は以下のとおりです。

- (A) 各対象取締役に交付する当社株式の数  
基準株式ユニット（PSU）数（※2）×支給率（※3）×50%
- (B) 各対象取締役に支給する納税目的金銭の額  
{（基準株式ユニット（PSU）数×支給率－上記(A)の当社株式の数）} × 交付時株価（PSU）
- (C) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額  
上記(A)の当社株式の数×交付時株価（PSU）

※1 確定株式ユニット数の合計及び交付上限株式数（PSU）は、本議案が承認が決議した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含

む。)又は株式併合が行われた場合その他当社株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 各対象取締役の役位等に応じて、報酬諮問委員会にて協議の上、毎年決定します。

※3 支給率は、報酬諮問委員会における協議・答申を踏まえた取締役会決議に基づき決定する評価指標の達成率等に応じて決定します。なお、本議案をご承認いただいた場合の当初の支給率決定方法は、以下のとおりです。

評価指標	評価ウェイト	個別評価期間
① 相対T S R	80%	3年
② E S G指標	20%	1年

① 相対T S R評価による支給率は、以下の算定式による配当込みT O P I X (東証株価指数)成長率をベンチマークとした当社のT S R (株主総利回り)評価に基づいて決定します。

- 相対T S R評価支給率=当社T S R ÷配当込みT O P I X成長率
- 当社T S R = (T S R評価期間最終年の最後の月の株価終値平均 + T S R評価期間中の日を基準日とする配当金総額) ÷ T S R評価期間開始前の月の株価終値平均
- 配当込みT O P I X成長率 = T S R評価期間最終年の最後の月の配当込みT O P I X終値平均 ÷ T S R評価期間開始前の月の配当込みT O P I X終値平均

② E S G指標評価による支給率については、当社の中期経営計画で定める重点テーマ等に基づき、当社の社会価値の創出に向けた取組みを評価することのできる指標と算定式を報酬諮問委員会にて協議の上、取締役会で決定します。なお、E S G指標は当社の中長期的な目標の達成に向けた毎期の施策を評価する観点から単年度評価としていますが、株式の交付は業績評価期間である3事業年度の終了後となります。

### 3. 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、組織再編等に関する事項が、当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が、P S U制度に基づく当社株式の交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。)には、当該対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき算定される額の金銭を支給することができるものとします。

### 4. 退任等における取扱い

業績評価期間中に任期満了等の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株

式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。取締役が退任した場合において、任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、P S U制度に基づき付与された基準株式ユニット（P S U）のすべてを没収します。

## II. R S U制度について

### 1. 制度の概要

R S U制度は、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間からなる期間（以下「対象期間」という。）中、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社株式の交付及び納税目的金銭の支給を行う事後交付型の譲渡制限付株式報酬制度です。

当社株式の交付は、原則として対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

R S U制度の対象となる初回の付与対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2027年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの1年間、また、初回の対象期間は2026年3月期に係る定時株主総会の日から2029年3月期に係る定時株主総会の日の前日までの3年間です。翌年以降も、本議案で承認を受けた範囲内で、定時株主総会の日を基準とした1年間を付与対象期間とし、連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の期間を対象期間とするR S U制度の実施を予定しています。

### 2. 交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

R S U制度では、報酬諮問委員会の協議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役の役位等に応じて在任年度ごとに付与されるユニット（以下「基準株式ユニット（R S U）」という。）の数（1ユニット＝当社株式1株）を支給します。

なお、各対象取締役に割り当てる当社株式の基準株式ユニット（R S U）数のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、残りは納税目的金銭として支給します。

当該金銭報酬債権の額は、基準株式ユニット（R S U）数に、対象期間終了後におけるR S U制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所（プライム市場）における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下「交付時株価（R S U）」という。）を乗じた金額とします。

基準株式ユニット（R S U）数の合計は年240,000株以内（※1）、対象取締役に交付する当社株式の数（以下「交付上限株式数（R S U）」という。）の合計は年120,000株以内（※1）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権及び納税目的金銭の総額の上限はそれぞれ基準株式ユニット（R S U）数の合計の上限である年120,000株に交付時株価（R S U）を乗じた額とします。

なお、この交付上限株式数（R S U）の合計が発行済株式総数に占める割合は実質的には1事業年度当たり0.0182%未満と希薄化率は軽微であります。

交付する株式の数及び納税目的金銭の計算式は以下のとおりです。

- (A) 各対象取締役に交付する当社株式の数  
基準株式ユニット（RSU）数（※2）×50%
- (B) 各対象取締役に支給する納税目的金銭の額  
（基準株式ユニット（RSU）数－上記(A)の当社株式の数）×交付時株価（RSU）
- (C) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額  
上記(A)の当社株式の数×交付時株価（RSU）

※1 基準株式ユニット（RSU）数の合計及び交付上限株式数（RSU）は、本議案が承認可決した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他当社株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

※2 各対象取締役の役位等に応じて、報酬諮問委員会にて協議の上、毎年決定します。

### 3. 組織再編等における取扱い

対象期間中に、組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が、RSU制度に基づく当社株式の交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）には、当該対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき算定される額の金銭を支給することができるものとします。

### 4. 退任等における取扱い

対象期間中に任期満了、死亡その他の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人等に交付する当社株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。取締役が退任した場合において、任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、RSU制度に基づき付与された基準株式ユニット（RSU）のすべてを没収します。

### 3. マルス・クローバック条項（報酬の返還等）

当社は、役員報酬制度の健全性確保の観点から、非違行為や不正会計等の一定の事由が生じた場合に、報酬諮問委員会の協議を経た取締役会の判断により、当該事由が発覚した日が属する事業年度及びその前の3事業年度を対象期間として、当該期間に支給された株式報酬の全部又は一部を没収又は返還を求めるマルス・クローバック条項を設ける予定です。

（ご参考）

本株主総会において本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役に加えて執行役員についても、同様の株式報酬制度の改定を行う予定です。

以 上